

議案第47号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第27号）の一部を次の  
ように改正する。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、  
同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「法第19条第1号」を「同条第1号」に、「法第  
19条第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「「法第19条第1号」を「「同条第1号」に改め、  
「含む。」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」  
と」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置による内閣府令の改正に伴い、所要の規定整備を  
する必要がある。